

県営住宅及び駐車場の明け渡しと退去修繕に関する手続きについて

県営住宅を退去するときは、家賃及び駐車場使用料の精算をしていただくとともに、住宅の修繕を行っていただきます。

- ・修繕を公社に依頼される場合は、お申し出ください。
- ・模様替えをされた方は、必ず自費で現状回復してから退去してください。

☆引越日(退去日)が決まりましたら公社にお電話ください。退去検査日を決定します。合わせて明渡届の提出をお願いします。

1. 退去検査(引越し後、公社と業者立会いで行います。)

| | | | | | | | |
|----|---|---|---|-----|-------|---|---|
| 令和 | 年 | 月 | 日 | () | 午前・午後 | 時 | 分 |
|----|---|---|---|-----|-------|---|---|

- ※ 当日、上記時間に退去する住宅でお待ちください。
- ※ 当日、次のものをご用意ください。
 - ・住宅の鍵 2本(合い鍵を作った場合は合い鍵も)
 - ・駐車場使用貸付証
 - ・認め印
- ※ 当日までに住宅の清掃を完了し、持ち込みの器具類(瞬間湯沸器・ガスレンジ・照明器具、エアコンなど)は全て撤去してください。(残すことはできません。)
- ※ ご自身で設置した風呂釜・浴槽(レンタルのものは除く)も撤去してください。レンタルをご利用の方は、必ず水抜きをお願いします。
- ※ 自己修繕の場合は、修繕作業完了後に退去検査をさせていただきますので、修繕作業完了確認日(退去検査日)が明け渡し日となります。
- ※ 自転車など住宅の外に保管している私物の撤去もお忘れなく！

2. 修繕していただく箇所(公社に依頼される場合、退去検査時に精算となります。)

- (1) 畳の修繕
 - ・入居3年以上の場合は表替え
 - ・入居3年未満の場合は裏替え
- (2) 襖(ふすま)の貼り替え(全室)
- (3) 障子の貼り替え(全室)
- (4) その他汚損、破損箇所の修繕(例えば障子の骨・ガラス・らくがき等)
- (5) ハウスクリーニング
(汚れ清掃 特に換気扇・流し台の周辺・トイレ・浴室・換気口等)

※自己修繕で修繕が不十分の場合は、再度修繕をお願いすることになります。

修繕費参考・消費税抜き

(令和6年度)

| | | | |
|-----------|---------------|----------------------|-----------|
| たたみ | 表替え | 1畳 5,560円 | 半畳 3,450円 |
| | 裏返し | 1畳 3,450円 | 半畳 2,300円 |
| 襖 | 貼り替え | 1枚 2,870円(天袋 1,890円) | |
| 障子 | 貼り替え | 1枚 2,140円 | |
| ハウスクリーニング | 住宅規模・汚れの程度による | 20,810円~40,540円 | |

※壁をビニールクロス仕上げとしてある住宅では、汚損状況によりビニールクロスの単価×㎡換算した面積でビニールクロスの補修をお願いすることがありますのでご了承ください。

3. 敷金の精算

①修繕を公社に委任する場合

退去検査後、敷金は未納家賃等及び修繕費に充当し、残額がある場合に県より入居名義人の口座へ振り込みます。

敷金で修繕費が足りない場合は、不足の修繕費は業者から送られてくる請求書により直接業者に支払ってください。

②自己修繕の場合

修繕内容を退去検査時に確認させていただきます。

修繕内容に問題が無ければ、敷金は未納家賃等に充当し、残額がある場合に県より入居名義人の口座へ振り込みます。

4. 使用料の精算及び引越しの手続き

①家賃及び駐車場使用料

住宅明け渡し日までの日割額となります。

②電気、ガス、水道、電話の各料金の精算及び問合せ先(リンク先)

みなさん自身で必ず事前にそれぞれの事業所へ連絡して契約を解除し、使用料金を精算してください。

| | | | |
|--|--|---|---|
| 東北電力 ☎ 0120-066-774  | 水道 0120-411-002  | 固定電話(NTT) 116  | 郵便局 窓口へ  |
| 北陸ガス 中央区・西区・北区 ☎ 025-228-2131  | 越後天然ガス 秋葉区 0250-24-2171  | 蒲原ガス 西蒲区 0256-72-3337  | |

5. 自治会等への届出

自治会に退去することを連絡し、共益費や自治会費等を精算して下さい。

また、区役所や郵便局(宅配業者)等への届出もお忘れなく。

6. ゴミの処理について

各自治会単位に設置されているゴミステーションは、通常のゴミを処理するためのものです。引越しに関する大型ゴミについては、事前に新潟市粗大ごみ受付センター(025-290-5353)に連絡し相談のうえ、各自で処分してください。